

読谷村議会議員及び読谷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程 (令和3年12月16日選挙管理委員会規程第2号)

最終改正:

改正内容: 令和3年12月16日選挙管理委員会規程第2号 [令和3年12月16日]

○読谷村議会議員及び読谷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程

令和3年12月16日選挙管理委員会規程第2号

読谷村議会議員及び読谷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程

(趣旨)

第1条 この告示は、読谷村議会議員及び読谷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年読谷村条例第21号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

第2条 条例第3条、第7条又は第10条の規定の適用を受けようとする者は、条例第4条、第8条又は第11条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第4条、第8条又は第11条の規定による届出をしなければならない。

2 前項の規定による届出書は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書（第1号様式）、選挙運動用ビラ作成契約届出書（第2号様式）又は選挙運動用ポスター作成契約届出書（第3号様式）により作成し、読谷村選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(選挙運動用自動車の使用等の公費負担の確認申請等)

第3条 候補者（前条第1項の届出をした者に限る。以下同じ。）は、条例第5条第2号イ、第9条又は条例第12条の規定による確認を受けようとする場合には、委員会に対し確認申請書を提出しなければならない。

2 前項の確認申請書は、自動車燃料代確認申請書（第4号様式）、選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（第5号様式）又は選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（第6号様式）により作成し、同項の確認は、選挙運動用自動車燃料代確認書（第7号様式）、選挙運動用ビラ作成枚数確認書（第8号様式）又は選挙運動用ポスター作成枚数確認書（第9号様式）（以下「確認書」という。）により行わなければならない。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第4条 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、条例第4条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者（以下「燃料供給業者」という。）、条例第8条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）又は条例第11条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）に提出しなければならない。

(契約業者等への選挙運動用自動車の使用等の証明書の提出)

第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書を、条例第4条、第8条又は第11条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から供給の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

3 第1項に規定する証明書は、選挙運動用自動車使用証明書（第10号様式）、選挙運動用ビラ作成証明書（第11号様式）又は選挙運動用ポスター作成証明書（第12号様式）により作成しなければならない。

(請求書の提出)

第6条 契約業者等は、条例第5条、第9条又は第12条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書（当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては、第3条2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつては第3条第2項の確認書）を添えて、村長に提出しなければならない。

2 前項に規定する請求は、請求書（第13号様式）により作成しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

第2号様式 (第2条関係)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

読谷村議会議員及び読谷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第2条に基づき、選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

届出年月日 年 月 日

選挙名
候補者

読谷村選挙管理委員会委員長 殿

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	

備考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

第3号様式 (第2条関係)

選挙運動用ポスター作成契約届出書

読谷村議会議員及び読谷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第2条に基づき、選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

届出年月日 年 月 日

選挙名
候補者

読谷村選挙管理委員会委員長 殿

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	

備考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

第4号様式 (第3条関係)

自動車燃料代確認申請書

読谷村議会議員及び読谷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第3条に基づき、確認を受けたいので申請します。

申請年月日 年 月 日

読谷村選挙管理委員会委員長 殿

選挙名
候補者

記

- 1 契約年月日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 氏名又は名称
 - (2) 住 所
 - (3) 法人の代表者
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 4 確認申請金額 円

区分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a)+(b)	円	円
備考		

備 考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から読谷村選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

第5号様式 (第3条関係)

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、読谷村議会議員及び読谷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第7条の規定による確認を受けたいので申請します。

申請年月日 年 月 日

読谷村選挙管理委員会委員長 殿

選挙名
候補者

記

- 1 契約年月日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 氏名又は名称
 - (2) 住 所
 - (3) 法人の代表者

3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a)+(b)	枚	枚
備考		

備 考

- 1 この申請書は、選挙運動用ビラ作成業者ごとに別々に候補者から読谷村選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

第6号様式 (第3条関係)

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、読谷村議会議員及び読谷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

申請年月日 年 月 日

読谷村選挙管理委員会委員長 殿

選挙名
候補者

記

- 1 契約年月日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 氏名又は名称
 - (2) 住 所
 - (3) 法人の代表者

3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a)+(b)	枚	枚
備考		

備 考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から読谷村選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

第7号様式 (第3条関係)

確認番号第	号
選挙運動用自動車燃料代確認書	
<p>読谷村議会議員及び読谷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内にあるものであることを確認する。</p> <p>年 月 日</p>	
読谷村選挙管理委員会委員長 印	
1	年 月 日執行 選挙
2	候補者の氏名
3	確認金額 円
備考	
<p>1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。</p> <p>2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに、当該確認書を請求書に添付してください。</p> <p>3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、読谷村に支払を請求することはできません。</p>	

第8号様式 (第3条関係)

確認番号第		号
<p>選挙運動用ビラ作成枚数確認書</p> <p>読谷村議会議員及び読谷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、下記の選挙運動用ビラ作成枚数は、公職選挙法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内にあるものであることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">読谷村選挙管理委員会委員長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>1 年 月 日執行 選挙</p> <p>2 候補者の氏名</p> <p>3 確認枚数 枚</p> <p>備考</p> <p>1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。</p> <p>2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には選挙運動用ビラ作成証明書とともに、当該確認書を請求書に添付してください。</p> <p>3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、読谷村に支払を請求することはできません。</p>		

第9号様式 (第3条関係)

確認番号第 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

読谷村議会議員及び読谷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第10条の規定に基づき、下記の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内にあるものであることを確認する。

年 月 日

読谷村選挙管理委員会委員長 印

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には選挙運動用ポスター作成証明書とともに、当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、読谷村に支払を請求することはできません。

第10号様式（その1）（第5条関係）
選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

選挙名
候補者

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名(名称)		
	住所		
	代表者		
車種及び自動車登録番号 (契約書と要一致)	運送等年月日 (告示日～投票日の前日の間)	運送等金額	備考
	年 月 日 ~ 年 月 日	※左記の期間の合計額 円	
	年 月 日 ~ 年 月 日	※左記の期間の合計額 円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が読谷村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、読谷村に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 21,730円
 - (1) 以外の場合 9,350円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは、候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、読谷村に支払を請求することはできません。

第10号様式（その2）（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

選挙名
候補者

燃料供給業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名（名称）				
	住所				
	代表者				
燃料供給年月日 （告示日～投票日の前日の間）	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考	
		ℓ	円		
		ℓ	円		
		ℓ	円		
		ℓ	円		
		ℓ	円		
合計	↑ 契約書と要一致	ℓ	円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が読谷村に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、読谷村に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

第10号様式（その3）（第5条関係）
選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

選挙名
候補者

運転手の氏名及び住所	氏名	
	住所	
雇用年月日 (告示日～投票日の前日の間)	報酬の額	備考
年 月 日 ～ 年 月 日	※左記の期間の合計額 円	
年 月 日 ～ 年 月 日	※左記の期間の合計額 円	
年 月 日 ～ 年 月 日	※左記の期間の合計額 円	

備 考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が読谷村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、読谷村に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて10,000円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、読谷村に支払を請求することはできません。

第11号様式 (第5条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

選挙名
候補者

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名(名称)	
	住所	
	代表者	
作成枚数	枚	
作成金額	円	
備考		

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が読谷村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、読谷村に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 1,600枚
 - (2) 限度額 7円51銭 (単価) × 確認された作成枚数 = 限度額

第12号様式 (第5条関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

選挙名
候補者

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名(名称)	
	住所	
	代表者	
作成枚数		枚
作成金額		円
当該選挙におけるポスター掲示場数		箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が読谷村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、読谷村に支払請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 単価 1,000円
 - (2) 単価×確認された作成枚数=限度額

第13号様式（その1）（第6条関係）

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

読谷村議会議員及び読谷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

請求年月日 年 月 日

読谷村長 殿

氏名（名称）
住 所
代表者氏名
電話番号

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関の名称	支店・出張所
預金の種類	
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、読谷村に支払いを請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 預金の種類は該当するものを○で囲んでください。
- 5 口座名義は預金通帳に記載のものを正確に記入し、ふりがなも必ず付してください。
- 6 請求者と口座名義が異なることがないようにしてください。

(別紙1)

請求内訳書 (ハイヤー・タクシー方式)

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日 (告示日～投票日の前日)	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
	円 台 円 ×1=	円 台 円 <u>21,730</u> ×1= <u>21,730</u>	円	
	円 台 円 ×1=	円 台 円 <u>21,730</u> ×1= <u>21,730</u>	円	
	円 台 円 ×1=	円 台 円 <u>21,730</u> ×1= <u>21,730</u>	円	
	円 台 円 ×1=	円 台 円 <u>21,730</u> ×1= <u>21,730</u>	円	
	円 台 円 ×1=	円 台 円 <u>21,730</u> ×1= <u>21,730</u>	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙2)

請求内訳書 (レンタル方式)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

使用年月日 (告示日～投票日の前日)	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
	円 台 円 ×1=	円 台 円 <u>9,350</u> ×1 = <u>9,350</u>	円	
	円 台 円 ×1=	円 台 円 <u>9,350</u> ×1 = <u>9,350</u>	円	
	円 台 円 ×1=	円 台 円 <u>9,350</u> ×1 = <u>9,350</u>	円	
	円 台 円 ×1=	円 台 円 <u>9,350</u> ×1 = <u>9,350</u>	円	
	円 台 円 ×1=	円 台 円 <u>9,350</u> ×1 = <u>9,350</u>	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

第13号様式（その2）（第6条関係）

請 求 書
 （選挙運動用自動車の使用（燃料代））

読谷村議会議員及び読谷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

請求年月日 年 月 日

読谷村長 殿

氏名（名称）
 住 所
 代表者氏名
 電話番号

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関の名称	支店・出張所
預金の種類	
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、読谷村に支払いを請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 口座名義は預金通帳に記載のものを正確に記入し、ふりがなも必ず付してください。
- 5 請求者と口座名義が異なることがないようにしてください。

(別紙)

請求内訳書 (燃料代)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

販売年月日 (告示日～投票日の前日)	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
		単価 × 〇 = 円			
		単価 × 〇 = 円			
		単価 × 〇 = 円			
		単価 × 〇 = 円			
		単価 × 〇 = 円			
計			円	円	円

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

第13号様式（その3）（第6条関係）

請 求 書
 （選挙運動用自動車の使用（運転手））

読谷村議会議員及び読谷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

請求年月日 年 月 日

読谷村長 殿

氏名（名称）
 住 所
 代表者氏名
 電話番号

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関の名称	支店・出張所
預金の種類	
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、読谷村に支払いを請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 預金の種類は該当するものを○で囲んでください。
- 5 口座名義は預金通帳に記載のものを正確に記入し、ふりがなも必ず付してください。
- 6 請求者と口座名義が異なることがないようにしてください。

(別紙)

請求内訳書 (運転手)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

雇用年月日 (告示日～投票日の前日)	報酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
	円	<u>10,000</u> 円	円	
	円	<u>10,000</u> 円	円	
	円	<u>10,000</u> 円	円	
	円	<u>10,000</u> 円	円	
	円	<u>10,000</u> 円	円	
計				

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

第13号様式（その4）（第6条関係）

請 求 書
（選挙運動用ビラの作成）

読谷村議会議員及び読谷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請求年月日 年 月 日

読谷村長 殿

氏名（名称）
住 所
代表者氏名
電話番号

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関の名称	支店・出張所
預金の種類	
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、読谷村に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成した選挙運動用ビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。
- 4 口座名義は、預金通帳に記載のものを正確に記入し、ふりがなも必ず付してください。
- 5 請求者と口座名義が異なることがないようにしてください。

(別紙)

請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A× B=C	単価 D	枚数 E	金額 D× E=F	単価 G	枚数 H	金額 G× H=I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
			7.51						

備 考

- 1 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第13号様式（その5）（第6条関係）

請 求 書
（選挙運動用ポスターの作成）

読谷村議会議員及び読谷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第12条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請求年月日 年 月 日

読谷村長 殿

氏名（名称）
住 所
代表者氏名
電話番号

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関の名称	支店・出張所
預金の種類	
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、読谷村に支払を請求することはできません。
- 3 口座名義は、預金通帳に記載のものを正確に記入し、ふりがなも必ず付してください。
- 4 請求者と口座名義が異なることがないようにしてください。

(別紙)

請求内訳書 (選挙運動用ポスターの作成)

選挙におけるポスター掲示場数	箇所
----------------	----

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A× B=C	単価 D	枚数 E	金額 D× E=F	単価 G	枚数 H	金額 G× H=I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
			<u>1,000</u>						

備 考

- 1 「選挙におけるポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。